

答 申 第 22 号
平成26年 1月30日

松阪市長 山 中 光 茂 様

松阪市個人情報保護審査会
会長 牧 戸 哲

個人情報の取扱いに関する諮問について（答申）

諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

1. 松阪市個人情報保護条例第8条第1項第7号の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項
2. 松阪市個人情報保護条例第8条第3項の規定により、審査会の意見を聴くこととされている事項

審査会開催日

平成26年 1月 7日 第15回松阪市個人情報保護審査会

答 申

審 査 案 件	敬老記念品贈呈事務及び敬老会開催事務に係る高齢者情報の本人以外からの収集及び実施機関以外への提供について
審 査 会 の 意 見	1. 個人情報の本人以外からの収集の制限の適用を除外することはやむを得ないものと認める。ただし、個人情報の本人からの収集を原則とする条例の趣旨を踏まえ、本人以外から収集する個人情報の範囲やその必要性を十分に検討し、事務に必要な範囲で最小限の収集とすることが望まれる。 2. 本人以外からの個人情報を収集した旨の本人への通知は要しないものと認める。 3. 個人情報の外部提供に関する制限の原則の適用を除外することが適当であると認める。ただし外部提供を原則として禁止する条例の趣旨を踏まえ、その必要性や範囲を十分に検討し、必要以上の個人情報が利用・提供されることのないよう慎重に対応するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう特段の配慮が望まれる。 4. 個人情報を提供した場合の本人への通知は、要しないものと認める。 5. 当該事務事業の実施にあたり、市と情報を取扱う者が共通の認識の上、厳格な情報の管理に万全を期すよう、必要な措置を講じられたい。
審 査 内 容	敬老記念品贈呈事務及び敬老会開催事務に関して、その実施主体を市内各地域の住民協議会へと移行することは、地域の自主性、活性化、住民交流などに有意であり、地域福祉推進に資するものと考えられる。本件は、そのような事務事業実施形態への移行に伴い、当該事業対象者の個人情報を各住民協議会へ提供するものであり、敬老事業の円滑な実施にあたり合理性が認められ、目的外利用及び提供に関する制限の原則の適用を除外することについて、相当の理由があるといえる。 また事務の性質上、本人から収集することが困難な場合もあり、本人以外から必要な範囲の個人情報を収集することは、やむを得ないものと認められ、当該事業の実施にあたり、個人情報を実施機関以外へ提供及び本人以外から収集することによる、個人の権利利益が不当に侵害するおそれはないと認められる。 ただし、情報提供にあたり、とりわけ各住民協議会の構成団体が複数ある場合にあつては、情報を取扱う者は事務を行う者に限定するなど、その範囲を明確にし、必要最小限の情報提供とすることが望まれる。 またいずれの住民協議会にあつても情報の利用、保管、業務終了後の取扱い等に関して厳格な運用が継続的に担保されるよう、書面で告げるなど特段の配慮が必要と思われることから、上記のとおり意見を取りまとめた。
審 査 日	平成26年 1月 7日（火）
個人情報取扱事務 の 名 称	敬老記念品贈呈事務及び敬老会開催事務
収集・利用する 個人情報の項目	住所、方書き、世帯主、氏名、生年月日、性別
事 務 の 目 的	敬老の日に際して高齢者に対して記念品を贈呈するなど、長寿を祝い、敬老行事を実施し、高齢者に対する敬意の意を広く表す。
所管課（室）等	介護高齢課